

長崎・ソウル線「県民の翼」プロモーション業務委託仕様書

1 業務名

長崎・ソウル線「県民の翼」プロモーション業務

2 目的

長崎・ソウル線のアウトバウンド利用促進の一環として、県民の訪問意欲が高まるようなお得な旅行商品を造成、実施するとともに、長崎・ソウル線を利用した旅行について、テレビの広報番組又は番組コーナーを放送する（ソウルの観光コンテンツ紹介をする動画の放映を含む）ことで、一度限りのツアーではなく、その先の県民のさらなる渡航に繋げるための機運醸成を図るため、「県民の翼」プロモーションを実施する。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

4 業務内容

(1) 募集型企画旅行商品の造成、運営業務等

- ・令和7年10月～11月頃に長崎・ソウル線を利用した2泊3日程度の募集型企画旅行商品（1回又は複数回の催行で総定員30人以上）を造成、募集し、実施する。
- ・参加者に対しては、催行後に長崎・ソウル線、ソウルの観光地等についてのアンケート（媒体は問わない。）を実施する。
- ・なお、ソウルの観光地については、最近のトレンドについて調査等を行ったうえで、商品に組み込むこと。

(2) 観光コンテンツ紹介動画の撮影、制作

- ・上記旅行に制作スタッフ2人程度を同行させ、テレビの広報番組又は番組コーナーにおいて放映する旅行の様子を含むソウルの観光コンテンツを紹介する旅後の広報のための動画を制作する。
- ・また、動画共有サイト・アプリ等で活用可能な動画を3本以上（「食」、「ホテル」、「空港からのアクセス」等のテーマを設定した1～2分程度の動画2本以上、3分以上の動画1本以上）納品する。
- ・なお、成果物については、長崎県空港活性化推進協議会、県等において、令和11年3月31日まで二次利用ができるものとする。

(3) 広告・広報、業務管理等

- ・募集型企画旅行商品に係る旅前の広告を実施する（手法、媒体は問わない）。
- ・制作した観光コンテンツ紹介動画の放映を含む長崎・ソウル線を利用した旅行についてのテレビの広報番組又は番組コーナーの放送により、旅後の広報を実施する。
- ・その他業務管理等、必要な業務を実施する。

5 業務報告

(1) 実績報告

業務委託完了報告書には、次の事項を記載すること。

- ・募集型企画旅行商品に係る業務の実施内容及び成果
- ・観光コンテンツ紹介動画の撮影、制作に係る業務の実施内容及び成果
- ・広告・広報、業務管理等に係る業務の実施内容及び成果

募集型企画旅行商品の募集及び広告に使用した画像等のデータも併せて提出すること。

(2) 提出先・提出方法

①提出先 長崎県空港活性化推進協議会

（長崎県文化観光国際部インバウンド推進課内）

②提出方法 s38060@pref.nagasaki.lg.jp 宛てメール

※ 報告書のデータを提出する際は、必ず編集及び再利用が可能な形式であるファイル（マイクロソフトオフィスで作成したもの。）を含めること。

6 その他

事業の実施にあたっては、長崎県空港活性化協議会（以下「協議会」という。）と事前に十分協議を行いながら事業を進めるものとする。また、作業方針、内容等に疑義が生じた場合には、その都度協議したうえで、協議会の指示に従うものとする。さらに、協議会は、業務実施中に随時、報告を求めることができることとする。